

2005年度 大学院法務研究科  
法学既修者認定試験  
民事訴訟法  
( 問 題 )

問1 XはYに対し、未済になっている貸金500万円の返還を求める訴えを提起する予定である。なお、XもYも、金銭消費貸借契約当時、東京都新宿区内に住所を有したが、Xはその後名古屋市内に転居し、現在同市内に住所を有する。

この事例に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア Xが東京地方裁判所に訴えを提起した後に、Yが大阪市内に転居し住所が移転したとしても、それによって同裁判所の管轄権は影響を受けない。
- イ XY間に弁済をなすべき場所について特別の合意が存しない場合、義務履行地の特別裁判籍による管轄裁判所がXに有利になるのは、民法が持参債務の原則を採用しているからである。
- ウ 土地管轄は任意管轄であるから、XおよびYの書面の合意により、東京地方裁判所のみを第一審管轄裁判所とすることができる。
- エ Xから訴えの提起を受けた裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個    5. なし

問2 民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」に関する次のアからエまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはいくつあるか。

- ア 民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」に当たるというためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定していることを要する。
- イ 民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」に当たるというためには、その団体が固定資産ないし基本財産を有することが不可欠で、単に対外的に活動するのに必要な収入を得る仕組みが確保され、その収支を管理する体制が備わっているだけでは足りない。
- ウ 民法上の組合は、組合員が共同の事業を営むに過ぎず、組合員から独立した組合固有の目的は存在せず、組合財産は全組合員の合有に属するから、民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」には当たらない。
- エ ある法人でない社団が、民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」に当たるとして当事者能力を認められることは、とりもなおさずその法人でない社団にも、その訴訟に関する限り、実体法上の権利義務の帰属主体たる地位を認めることを意味する。

1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個    5. なし

問3 証明責任に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 職権探知主義の下では、職権証拠調べをすることができるから、証明責任の原則は不要である。
- イ 間接事実の存否が不明であっても、間接事実そのものについて、証明責任を考える必要はない。
- ウ 貸金返還請求訴訟においても、貸金債務不存在確認請求訴訟においても、貸付金が交付されたという事実については、原告が証明責任を負う。
- エ 証明責任の分配を変更する契約は、自由心証主義に反して許されない。

1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個    5. なし

2005年度 大学院法務研究科  
法学既修者認定試験  
民事訴訟法  
( 問 題 )

---

問4 既判力に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5のうちどれか。

- ア 既判力は、訴訟物たる権利関係が、標準時以前において存在したか否かを確定する。
- イ 既判力は、当事者に対して及ぶのを原則とするが、人事訴訟の確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。
- ウ 相殺の抗弁の判断については、抗弁が認められた場合にのみ既判力が生じる。
- エ XのYに対する土地所有権に基づく家屋収去土地明渡請求訴訟の認容判決は、その後に家屋を賃借した第三者に対しても効力が及ぶ。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. イ エ    5. ウ エ

問5 上訴に関する次のアからエまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはいくつあるか。

- ア 第一審において全部勝訴し、原判決に対して不服の利益を有しない被控訴人であっても、附帯控訴の方式により、請求を追加することができる。
- イ 予備的相殺の抗弁を採用して請求を棄却した第一審判決に対して、被告は控訴の利益を有する。
- ウ 予備的相殺の抗弁を採用して請求を棄却した第一審判決に対して原告から控訴が提起された場合において、控訴裁判所は、自働債権は存在するが請求債権はもともと存在しないとの心証をえたときには、控訴棄却の判決をする。
- エ 第一審裁判所が簡易裁判所である場合、上告裁判所は最高裁判所である。

1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個    5. なし

問6 次の問題を論じなさい。

XのYに対する家屋収去土地明渡請求訴訟において、Xが係争土地をYに売り渡す旨の訴訟上の和解が成立した。Xは、次の場合、どのような方法をとることができるか。

- (1) Yが代金を支払わない場合
- (2) この和解がYの詐欺に基づく場合